大阪市告示第1554号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第２項において準用する同法第50条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項によりその例によることとされた生活保護法第55条第２項において準用する同法第50条の２の規定により、指定施術機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の３及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第４項によりその例によることとされた生活保護法第55条の３の規定により別紙のとおり告示する。

令和８年11月20日

大阪市長　　横　山　英　幸

（福祉局生活福祉部保護課）